

岩手県告示第725号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年12月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
近江歯科医院	一関市大手町2番5号	平成23年9月17日
滝田医院	大船渡市末崎町字平林75番地1	平成23年11月1日
コスモ薬局高田店	陸前高田市米崎町字西の沢93番地1	〃
ファミリー薬局	久慈市長内町第24地割100番地3	〃
松原歯科医院	遠野市東館町8番7号	平成23年11月5日